

議会改革特別委員会 検討結果シート

ハラスメント実態調査の実施

11月19日の各派交渉会において、「区職員に対する区議会議員からのハラスメント実態調査」が協議され、その結果、議長より本委員会に対して、協議するよう申入れがあった。

当委員会において、議員と職員の関係の在り方を含めた政治倫理条例の運用の検討を行う中でともに検討することとし、実施の是非や調査内容について調査を行った。

【経緯】

昨今の墨田区議会におけるハラスメント事案の発生や議会に提出された陳情（政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求めることに関する陳情）を受けて、議会が主体となって調査する必要性等について、議長からの諮問を受け、議員と職員の関係の在り方を含めた政治倫理条例の運用の検討を行う中で、協議を重ねた結果、本件は実施すべきものとし、以下のとおり取り扱うこととする。

【結論】

1 調査を行う職員の範囲

原則として管理職（課長級職員・部長級職員）とする。ただし、回答を希望する係長級職員の回答は妨げない。なお、議員に対しての調査は行わない。

2 調査内容

別紙（アンケート素案）のとおりとする。

3 その他（継続的な実施）

議員と職員の関係については、不断の見直しが必要であることから、各期において、任期内での実施を検討することとする。

その際は、内容や調査する職員の範囲等についても、再度検討することとする。